

## 特定医療法人・特別医療法人に係る状況（アンケート）集計結果

平成 17 年 6 月 10 日  
厚生労働省医政局指導課

### ◆アンケートの目的

平成 18 年の医療制度改革の一環として検討されている医療法人制度改革の検討に当たり、平成 16 年 3 月 31 日現在で特定医療法人又は特別医療法人であるものに関する直近の事業年度末の客観的な状況を把握することにより、公益性の高い医療を積極的に担う「認定医療法人（仮称）」について求められる要件の検討の一つとするもの。

### ◆調査対象など

平成 16 年 3 月 31 日現在の全ての特定医療法人・特別医療法人を対象（計 378 法人）に、平成 17 年 1 月 17 日付で郵送によりアンケート調査の協力依頼（提出期限；平成 17 年 3 月 1 日）。

### ◆回収率

調査対象 378 法人中、平成 17 年 3 月 31 日までに 285 法人より回答を得た。  
（回収率 75.4%）

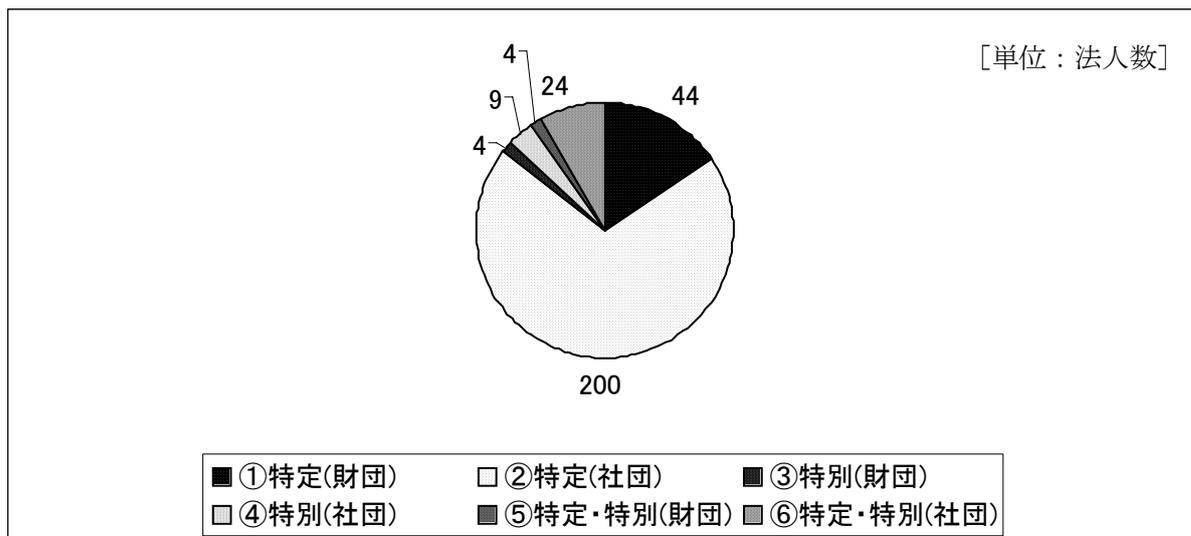
◆調査結果

1. 調査の対象となる法人の概要

(1) 法人の種類

あなたの法人の種類は次のうちどれに当てはまりますか。該当するものに○をつけてください。

[グラフ1 ; 法人の種類]



(2) 法人の規模

あなたの法人が経営する医療機関等はどれくらいですか。医療機関の種類ごとに経営する医療機関の数と病床の種別ごとの病床数（介護老人保健施設にあっては定員数）をそれぞれ記入してください。

[表1 ; 1医療法人当たりが経営する平均医療機関等数]

	箇所数		病床数・定員数
①病 院	1.31	一般病床の数(合計)	140.94 床
		療養病床の数(合計)	59.24
		精神病床の数(合計)	74.69
		感染症病床の数(合計)	0.01
		結核病床の数(合計)	0.14
②診療所	0.72	一般病床の数(合計)	0.37 床
		療養病床の数(合計)	0.11
③介護老人保健施設	0.55	定員数(合計)	50.63 数

### (3) 法人の役員数

あなたの法人の役員数について、役員の種類ごとの人数をそれぞれ記入してください。また、そのうち同一親族の方の人数はどれくらいですか。それぞれ数を記入してください。

[表 2 ; 1 医療法人当たりの平均役員数]

	人数	うち同一親族
①理事	9.15 名	1.87 名
②監事	2.12 名	0.07 名

### (4) 法人の評議員数

あなたの法人の評議員の人数を記入してください。また、そのうち同一親族の方の人数はどれくらいですか。それぞれ数を記入してください。

[表 3 ; 1 医療法人当たりの評議員の平均人数]

	人数	うち同一親族
評議員	19.28 名	2.08 名

### (5) 法人の従業員数

あなたの法人では全体としてどれくらいの従業員（医療機関に従事する者も含む。）が従事していますか。その人数を記入してください。

[表 4 ; 1 医療法人当たりの平均従業員数]

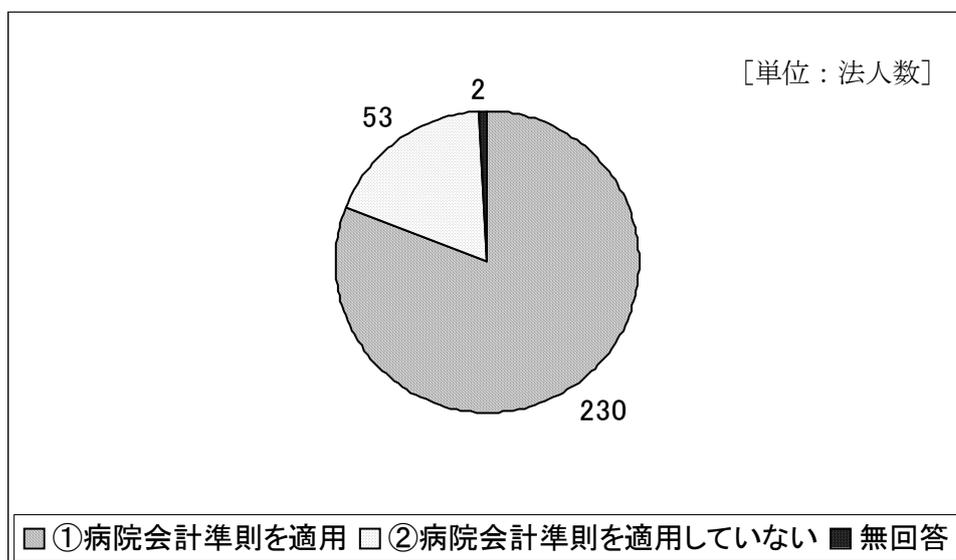
	合計数	(内訳)	
		常勤	非常勤
従業員	383.60 名	316.07 名	67.53 名

## 2. 法人の経営の状況

### (6) 会計処理及び財務諸表作成の状況

あなたの法人では、会計処理及び財務諸表作成に当たって、病院会計準則を適用していますか。該当するものに○をつけるとともに、病院会計準則を適用していない場合は、その理由についてもあわせて記入してください。

[グラフ2；病院会計準則を適用している医療法人の数]



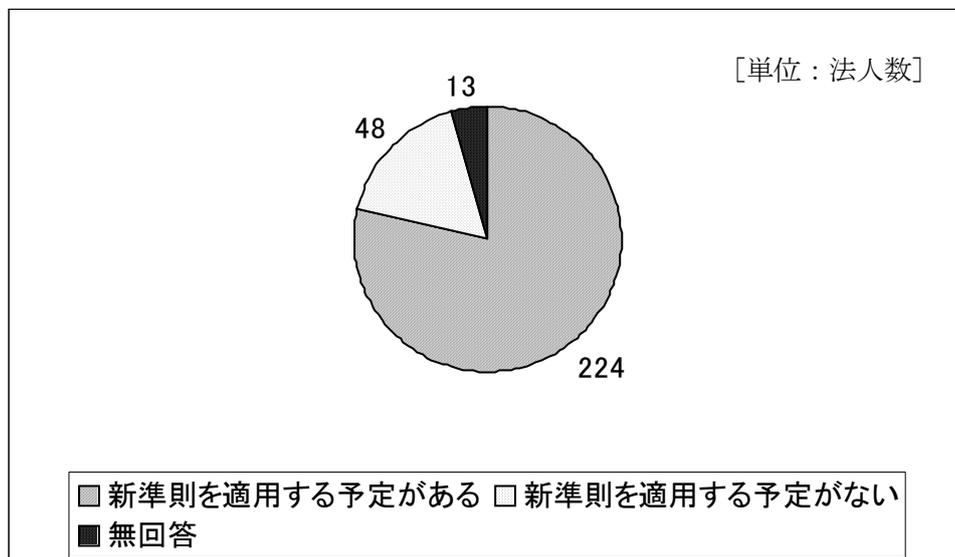
#### □病院会計準則を適用していない理由

- ・他の会計基準を適用、病院会計準則を簡略化又は一部適用(13件)
- ・必要性が乏しい、規模がそぐわない、実務に適していない(7件)
- ・会計事務所、税理士の指導によっているので特段必要ない(7件)
- ・検討中、準備中(7件)
- ・準備不足、知識不足、研究不足(5件)
- ・不明等(14件)

### (7) 新たな病院会計準則の適用予定

平成16年8月に新たな病院会計準則が定められましたが、あなたの法人では新たな病院会計準則を適用する予定はありますか。該当するものに○をつけるとともに、適用する場合はその時期についても具体的に記入してください。

[グラフ3；新たな病院会計準則の適用予定]



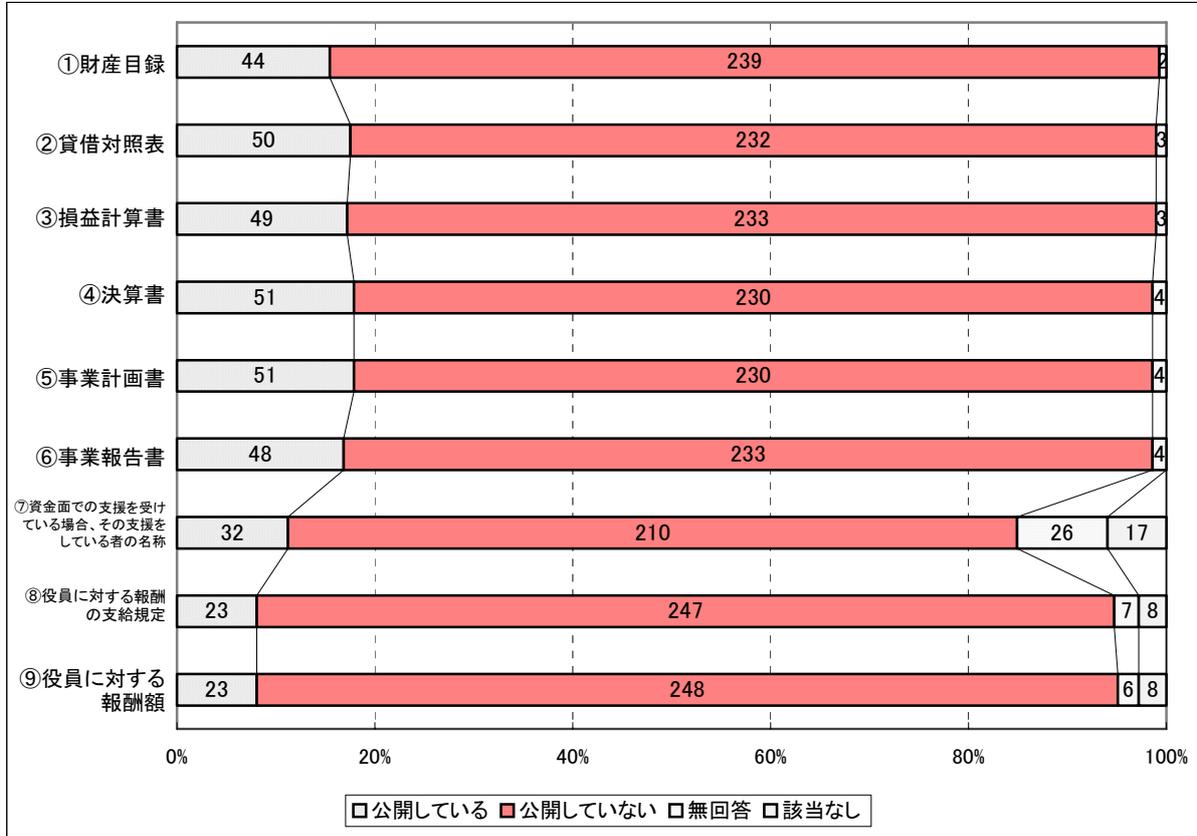
#### □適用する場合その時期

- ・ 17年度(86件)
- ・ 16年度(すでに適用済含む) (33件)
- ・ 未定、検討中(31件)
- ・ 18年度以降(28件)
- ・ 退職給付会計などの準備が整い次第(10件)
- ・ 医療法人会計基準制定時(5件)
- ・ 不明等(31件)

(8) 法人経営の開示状況

あなたの法人では、以下の書類を一般に公開していますか。それぞれ該当するものに○をつけてください。

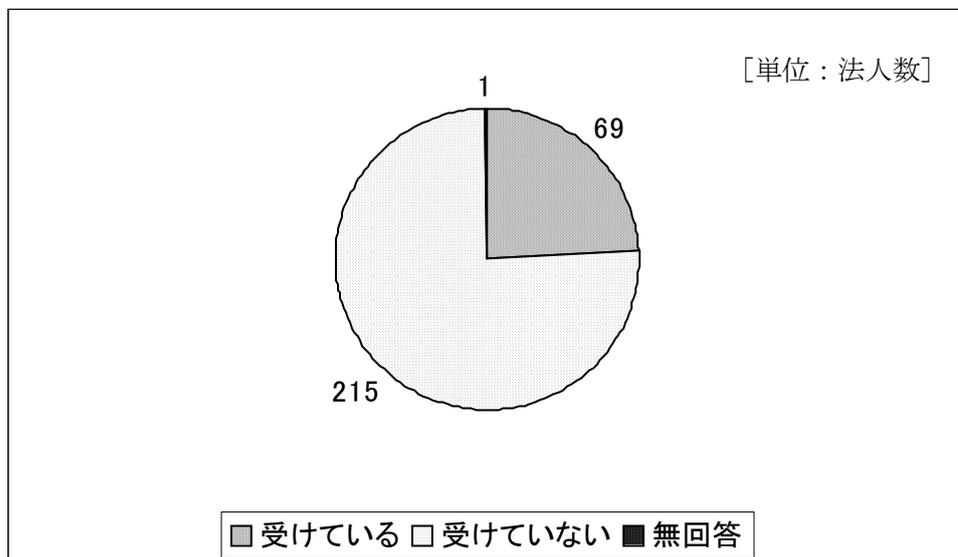
[グラフ4；医療法人の経営に関する書類の開示状況]



(9) 法人経営に対する公認会計士等の外部監査の状況

あなたの法人では公認会計士や監査法人による外部監査を受けていますか。該当するものに○をつけてください。なお、監査には、経営指導業務、税務関連業務及び記帳代行業務は含まれません。

[グラフ5 ; 公認会計士や監査法人による外部監査の実施]

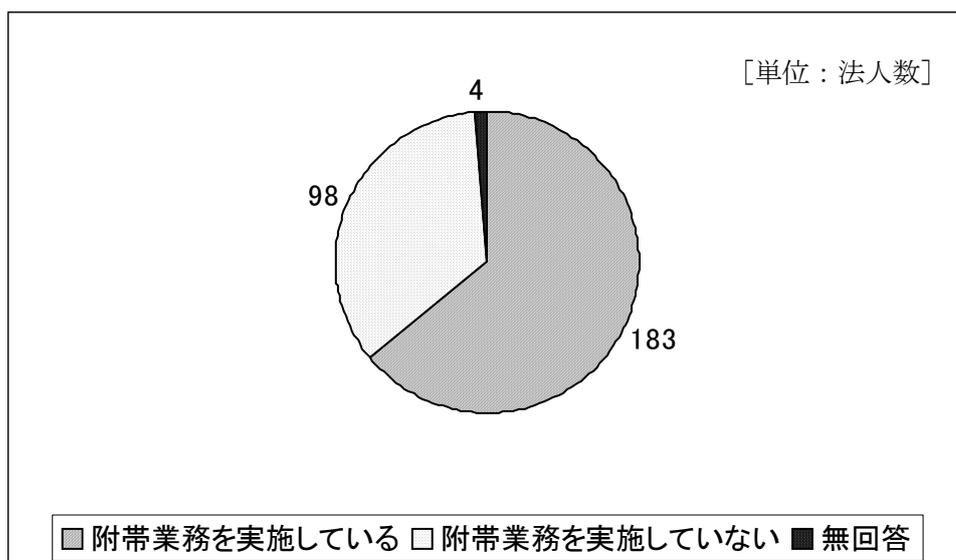


(10) 法人が実施している附帯業務又は収益業務（特別医療法人に限る。）の内容

あなたの法人では附帯事業又は収益事業として具体的にどのようなことを実施していますか。該当するものに○をつけるとともに、実施している場合はその内容について記入してください。また、実施していない場合はその理由について記入してください。

①附帯業務

[グラフ6 ; 附帯業務の実施状況]



□実施している場合その内容（複数回答）

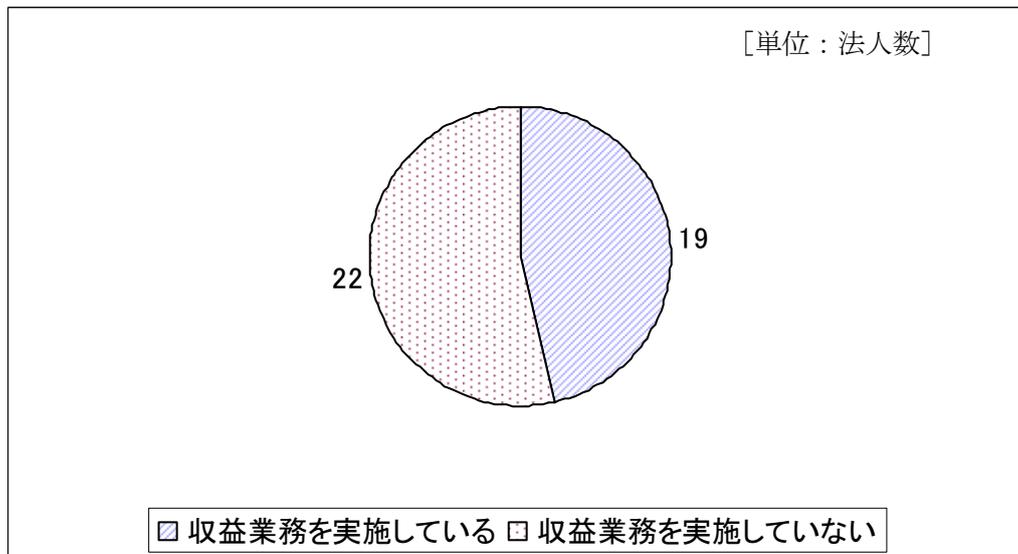
附帯業務の種類	件数
医療関係者の養成又は再教育	14
医学又は歯学に関する研究所の設置	6
法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の設置(巡回診療所)	2
疾病予防運動施設、疾病予防温泉利用施設	4
その他保健衛生に関する業務	
訪問看護ステーション	132
ホームヘルパー養成研修事業	11
福祉用具貸与	7
居宅介護支援事業	89
その他	8
児童居宅介護等事業、児童サービス事業、児童短期入所事業、保育所	5
老人居宅介護等事業、老人サービス事業、老人短期入所事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、老人サービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	175
身体障害者居宅介護等事業、身体障害者サービス事業、身体障害者短期入所事業	4
知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者の更正相談に応ずる事業	2
精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業	56

□実施していない場合その理由（複数回答）

- ・医療に専念、必要がない(7件)
- ・場所、人材、コストの問題(5件)
- ・行政の制約が多い、適当な業務がない(3件)
- ・特になし(4件)
- ・不明等(79件)

## ②収益業務

[グラフ7；収益業務の実施状況]



### □実施している場合その内容（複数回答）

- ・医療用具、介護用品販売(8件)
- ・配食サービス(6件)
- ・駐車場経営(3件)
- ・不動産賃貸業(2件)
- ・売店、喫茶(2件)
- ・農業(2件)
- ・医業経営相談、有料老人ホーム、理容業(各1件)
- ・その他(7件)

### □実施していない場合その理由

- ・検討中、今後実施予定(4件)
- ・適当な業務がない(2件)
- ・資本不足(1件)
- ・特別医療法人の認可を取得したばかり(1件)
- ・不明(14件)

### (11) 今後実施したい収益業務の内容

あなたの法人で新たに収益事業を行う場合、具体的にどのような収益事業を行いたいとお考えですか。具体的な内容について記入してください。

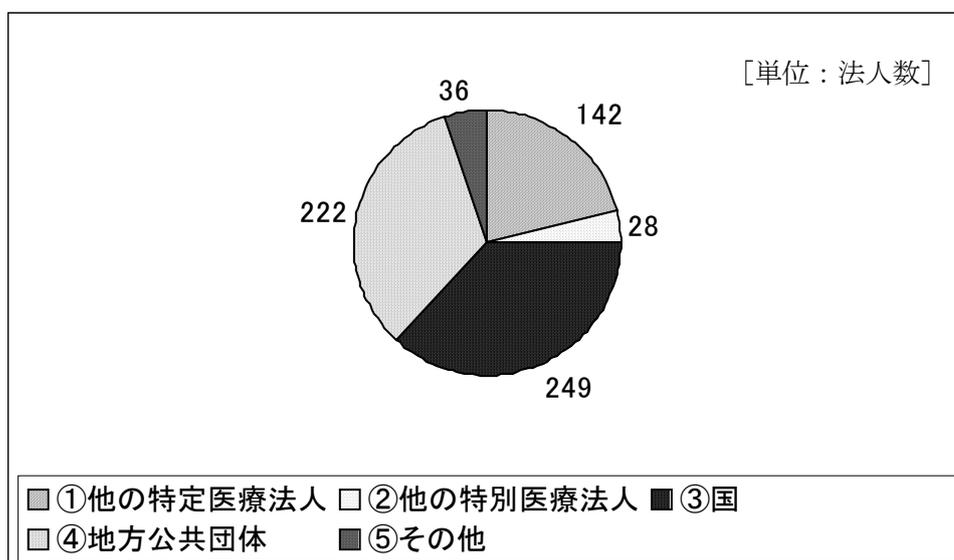
#### □具体的な収益業務の内容（複数回答）

- ・卸売、小売業(医薬品、医療用具、介護用品など) (19件)
- ・アパート、マンション、ケア付住宅(15件)
- ・サービス業(飲食店、喫茶、理美容、クリーニングなど) (13件)
- ・健康増進関係(フィットネス、温泉プールなど) (11件)
- ・配食サービス(10件)
- ・不動産賃貸業(9件)
- ・運輸業(患者などの送迎サービス) (9件)
- ・駐車場経営(遊休土地の有効活用) (8件)
- ・有料老人ホーム、特別養護老人ホーム(7件)
- ・コンサルタント業務(5件)
- ・人材派遣(5件)
- ・委託業務の受託(検体検査、清掃など) (4件)
- ・その他(9件)

### (12) 法人が解散する場合の残余財産の帰属先

あなたの法人が解散する場合の残余財産の帰属先はどこですか。該当するものに○をつけてください。

[グラフ 8 ; 医療法人の解散時の残余財産の帰属先] (複数回答)



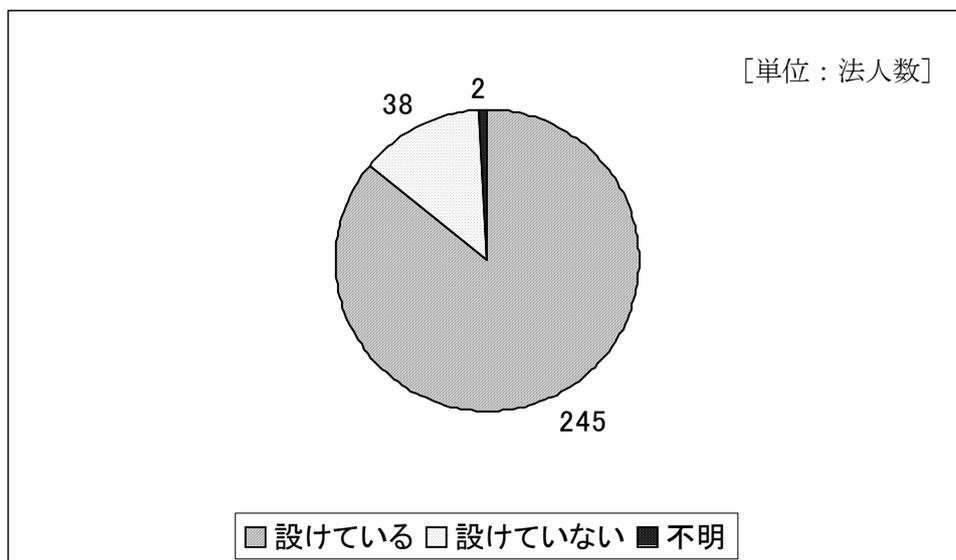
#### □その他具体的に（複数回答）

- ・同種の他の医療法人(30件)
- ・類似の目的で医療事業を行う他の医療法人(9件)

### 3. 特別の療養環境（差額ベッド）の状況

法人が経営している医療機関（診療所・病院・介護老人保健施設）に関し、特別の療養環境（差額ベッド）を設けているかどうか該当するものに○をつけるとともに、設けている場合は、その状況について、下記の表の項目ごとに記入してください。

[グラフ 9 ; 差額ベッドの設置状況]



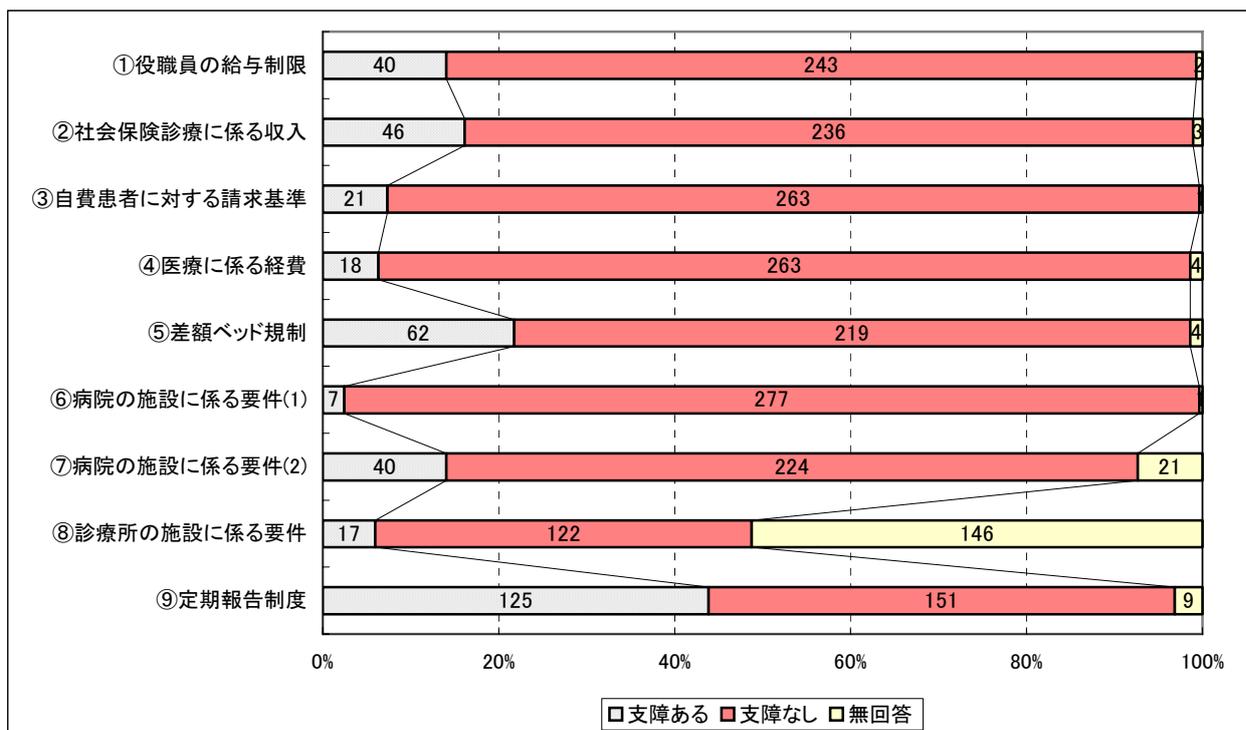
□ 差額ベッドを設けている医療機関の種別毎の平均差額ベッド割合

- ・病院 (252 施設 14.7%)
- ・介護老人保健施設( 87 施設 14.1%)
- ・診療所 ( 3 施設 15.1%)

#### 4. 現行の特定医療法人・特別医療法人の要件について

現行の特定医療法人又は特別医療法人の以下の要件に関し、それぞれ法人の経営上支障があるのかどうか該当するものに○をつけるとともに、その理由についてそれぞれ記入してください。

[グラフ10；現行の特定医療法人・特別医療法人の要件と経営上の影響]



□ 「支障ある」場合、その理由（複数回答）

##### ① 役職員の給与制限

役職員一人につき年間の給与総額が 3,600 万円を超えないこと

「支障ある」とした理由

- ・ 経営責任の重さ、貢献度・成果に応じた報酬が支給できない(15 件)
- ・ 優秀な人材を確保できない(9 件)
- ・ 他の医療機関に比べて上限が低すぎる(6 件)
- ・ 上限の根拠が不明(3 件)
- ・ 法人の規模、都市部など関係なく一律に制限(3 件)
- ・ 後継者を育成、確保出来ない(3 件)
- ・ 事務作業が繁雑(2 件)
- ・ 不明等(7 件)

## ②社会保険診療に係る収入

社会保険診療に係る収入金額の合計額が全収入の8割を超えること

「支障ある」とした理由

- ・健診、人間ドックなどの健康増進、疾病予防活動を拡大できない(21件)
- ・収益業務、附帯業務を拡大できない(8件)
- ・自賠責保険の収入を算入できない(4件)
- ・自由診療の拡大が困難(3件)
- ・診療報酬改定による社会保険診療収入の減(3件)
- ・正常分娩に係る収入を算入できない(2件)
- ・差額ベッドを必要とする患者の要望に対応できない(1件)
- ・不明等(13件)

## ③自費患者に対する請求基準

自費患者に対し請求する金額は社会保険診療報酬と同一の基準であること

「支障ある」とした理由

- ・コストに見合った収入を得られない(4件)
- ・他の医療機関とのバランスが取れない(4件)
- ・診療内容、患者のニーズに応じた基準が良い(3件)
- ・高度医療などの医療技術の進歩に支障がある(2件)
- ・規制の趣旨が分からない(1件)
- ・不明等(8件)

## ④医療に係る経費

医療診療収入は医療に係る経費の額の1.5倍以内であること

「支障ある」とした理由

- ・経営努力を阻害する(5件)
- ・将来の設備投資に向けた準備ができない(5件)
- ・自由な経営ができない(2件)
- ・規制の趣旨が分からない(1件)
- ・不明等(4件)

## ⑤差額ベッド規制

差額ベッドの病床数は全病床数の30%以内であること

「支障ある」とした理由

- ・患者の需要に応えることができない(29件)
- ・療養環境の充実が図れない(14件)
- ・経営上、差額ベッド収入も重要(12件)
- ・他の医療機関との均衡がとれていない(3件)
- ・不明等(11件)

⑥病院の施設に係る要件(1)

40人以上の患者を入院させるための施設を有すること

「支障ある」とした理由

- ・40床の根拠が不明(3件)
- ・将来、規模を縮小した際に困る(2件)
- ・小規模病院は相続税問題を回避できない(1件)
- ・その他(1件)

⑦病院の施設に係る要件(2)

救急告示病院であること

「支障ある」とした理由

- ・救急体制を整備・維持することが困難(13件)
- ・精神科病院、慢性期病院であるため(6件)
- ・病院であれば救急告示は必要ない(5件)
- ・病院群輪番制も認めるべき(2件)
- ・規制の趣旨が分からない(2件)
- ・不明等(12件)

⑧診療所の施設に係る要件

救急告示診療所であって15人以上の患者を入院させる施設を有すること

「支障ある」とした理由

- ・救急体制を整備・維持することが困難(5件)
- ・病院、診療所の機能分化の流れにそぐわない(4件)
- ・規制の趣旨、15床の根拠が分からない(3件)
- ・不明等(5件)

⑨定期報告制度

各事業年度終了後3か月以内に厚生労働大臣の証明書を国税庁に提出

「支障ある」とした理由

- ・作業期間が短い(67件)
- ・提出書類が複雑、膨大(64件)
- ・毎年の提出は不要(11件)
- ・書類を提出する行政窓口が多い(10件)
- ・税務調査、保健所への提出書類と重複(2件)
- ・制度に意味がない(1件)
- ・不明等(11件)

## ⑩その他(主な意見)

### その他、経営上支障となる要件

- ・非営利性、公益性を確保するなら、自治体病院、公的機関と同列の扱いが不可欠。また税制においても同様な優遇措置が必要。
- ・公益性、公共性からみて社会福祉法人並の税制であるべきと思う。
- ・社会福祉法人のみに許可されている社会福祉事業の規制を廃止すべき。
- ・特定医療法人になり法人税率は下がったが、土地、家屋に対する固定資産税も下げたい。
- ・法人規模が大きくなると管理者になる理事の制限が必要。
- ・理事長の責任が不明確で組織の確立が難しい。
- ・理事長の裁量権が認められず、経営の柔軟性に支障を来す。
- ・医療法上の広告規制があり収益業務をアピールしにくい。(特別医療法人)
- ・税制上の優遇措置をせめて特定医療法人並にお願いしたい。(特別医療法人)

など

## 5. その他

### (1) 特定医療法人・特別医療法人に移行した際のメリット(複数回答)

特定医療法人・特別医療法人に移行したメリットについて、あなたのお考えを自由に記入してください。

- ・法人税の軽減(86件)
- ・経営の永続性の確保(75件)
- ・出資持分放棄による相続問題の回避(73件)
- ・公益性の向上(44件)
- ・地域社会、患者からの信頼性確保(39件)
- ・税制優遇全般(39件)
- ・職員の意識改革(35件)
- ・投資余力の増加、経営基盤の安定(28件)
- ・地方税の一部免除(19件)
- ・収益事業が可能(16件)
- ・質の高い医療の提供(16件)
- ・経営の透明性の確保(12件)
- ・同族支配からの脱却(12件)
- ・金融機関からの信頼の確保(12件)
- ・公的イメージの付与(8件)
- ・移行税制が非課税(8件)
- ・外部意見を採り入れやすい(5件)
- ・経営陣の体質強化(4件)
- ・その他(12件)

(2) 特定医療法人・特別医療法人への移行に当たっての状況（複数回答、課題のみ集計）

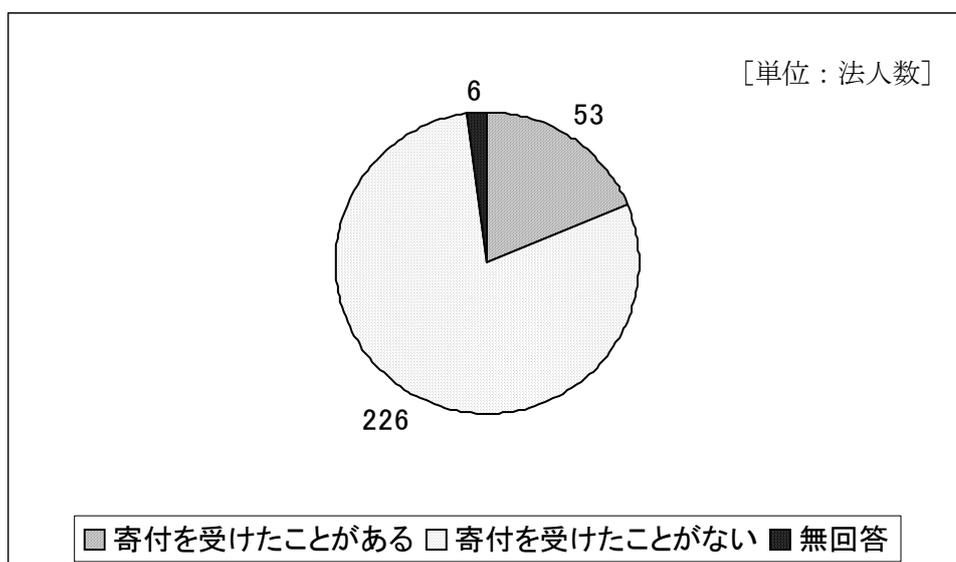
特定医療法人・特別医療法人へ移行した際に何か移行に当たっての課題がありましたでしょうか。差し支えなければ、課題とそれをどのように解決したのかについて記入してください。

- ・出資持分の放棄(28件)
- ・役職員の給与制限、役員に対する報酬と債務保証との関係(20件)
- ・事務手続が繁雑、時間がかかる(18件)
- ・同族役員への制限(12件)
- ・評議員の人選、外部役員への知識不足(6件)
- ・差額ベッド規制(6件)
- ・組織力の低下(4件)
- ・MS法人への関与(4件)
- ・評議員会、社員総会は不要(2件)
- ・その他(15件)

(3) 寄付を受けた場合の制度上の課題について

あなたの法人では個人や他の法人から寄付を受けたことがありますか。該当するものに○をつけるとともに、寄付を受けた場合の制度上の課題がありましたら、その内容について記入してください。

[グラフ 1 1 ; 医療法人に対する寄付の状況]



□寄付を受けた場合の制度上の課題（複数回答）

- ・寄付する側、寄付を受ける側ともに課税される(19件)
- ・寄付を受ける側が課税される(17件)
- ・公益性の高い法人への寄付は寄付する側、寄付を受ける側ともに非課税として欲しい(12件)
- ・寄付する側に対して寄付金控除して欲しい(6件)
- ・特定の公益的目的の用途は非課税にして欲しい(5件)
- ・公益性の高い法人への寄付は寄付する側に対して寄付金控除して欲しい(5件)
- ・その他(2件)

調査結果以上